資料４

○特定地域保育体制確保対応加算について

特別地域保育体制確保対応加算は、令和８年度の公定価格において創設された加算であり、過疎地域で保育機能を維持するために創設され、次に掲げる要件の全てを満たす施設に加算されます。

●当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること。

●当該施設の利用定員が 20 人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が 15 人以下であること。

●当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。

ａ　教育・保育の質の確保及び向上に係る取組

他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動、他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修、勉強会等を行う。

ｂ　地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組

教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行うなど将来的に向けた地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する検討・準備を進める。

令和８年４月現在、利用定員２０人で、利用子ども数が１５人以下の施設

錦町　ひろせ保育園

■特別地域保育体制確保対応加算

646,900÷各月初日の利用子ども数

※算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる

各月初日の利用子どもの単価に加算